

## 相続に関する手続きチェックリスト

☑	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。詳しくは、税務署にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 詳しくは、税務署にお問い合わせください。

## 亡くなった方の戸籍について

### 1. 各種手続きで使う戸籍謄本などについて

ご親族がお亡くなりになると、亡くなった方に関する諸手続きが必要となります。たとえば、亡くなった方の名義である預貯金や土地登記などの相続に関する手続きのために戸籍謄本などが必要になる場合があります。一般的に使用する戸籍に関する用語についてご紹介します。

用語	説明
本籍地	戸籍を置いている場所のことです。 ※戸籍謄本などは、本籍地のある各市区町村でのみ申請ができます。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている方です。亡くなくても変わりません。
戸籍	人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録、公証するもので、日本国民について編製されます。
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などの理由で全員が除かれた戸籍です。
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製（作り直し）が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。
死亡診断書の写し	届出された死亡届（死亡診断書）の写しに、笠間市長の認証がされたものです。ただし、交付には制限がありますので、請求の場合は事前にお問い合わせください。
戸籍の附票	戸籍に記載されている方の住民票の住所と、住所を定めた日を記載したものです。
謄本（全部事項証明）	戸籍の記載内容のすべてを証明したものです。

### 2. 「出生から死亡までの連続した戸籍」とは

Aさんのケース

昭和15年2月12日	昭和32年	昭和45年	平成10年	平成16年12月	令和2年
出生	戸籍法改正により、戸籍が改製された	5月1日婚姻 新本籍を水戸市にした	6月6日転籍 笠間市に転籍	笠間市が戸籍を電算化し、戸籍が改製された	1月5日死亡
①改製原戸籍 本籍：茨城町	②除籍 本籍：茨城町	③除籍 本籍：水戸市	④改製原戸籍 本籍：笠間市 → 本籍：笠間市	⑤除籍 本籍：笠間市	

Aさんの場合、出生から死亡までに①から⑤までの5通の戸籍が存在し、3か所（茨城町、水戸市、笠間市）で戸籍を請求する必要があります。

役所に請求する際は、「Aさん（亡くなった方の氏名）の出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えていただくとスムーズに申請できると思われます。

【参考】④の平成改製日が笠間市は合併前市町によって異なりますので、ご注意ください。

旧笠間市：平成16年12月11日

旧西茨城郡友部町：平成11年6月5日

旧西茨城郡岩間町：平成18年1月28日

### 3. 戸籍謄本などの郵便での請求について

本籍地が遠方にある方や、窓口の開いている時間に来られない方は、郵便で戸籍謄本などを請求することができます。(郵便用の戸籍謄本等請求書については P.37 を参照ください。)

笠間市では、ホームページでも郵送請求の方法についてご案内していますのでご参照ください。

笠間市ホームページアドレス

<https://www.city.kasama.lg.jp/index.html>

🔍 検索

### 4. 戸籍謄本などの電子申請での請求について

マイナンバーカードとクレジットカードをお持ちの方は、自宅のパソコンやスマートフォンから電子申請をすることができます。必要事項を所定の申請ページに入力して、手数料と郵送料をクレジットカードで決済することで、自宅に証明書が郵送されてくるので、自宅に居ながら証明書の取得が可能です。

詳しくは笠間市ホームページ、または「いばらき電子申請届出サービス」をご覧ください。

笠間市ホームページアドレス

<https://www.city.kasama.lg.jp/index.html>

🔍 検索

いばらき電子申請届出サービス

[https://s-kantan.jp/city-kasama-ibaraki-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/city-kasama-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action)

### 5. 戸籍の証明書はすぐとれますか

死亡届を提出されてから、死亡の記載をした戸籍ができるまで1～2週間ほどかかります。その間は、戸籍の証明書を発行することができませんのでご注意ください。

※死亡届は、死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地に提出することができます。葬儀社など代理人に提出を依頼した場合は、どこの役所にいつ提出したかをご確認ください。亡くなった方の本籍地以外に提出した場合は、本籍地に提出した場合と比べて戸籍ができるまでに時間がかかります。

### 6. 戸籍謄本などを請求できる方

戸籍謄本などは本人及び同一戸籍内にいる方、直系親族の方が申請可能です。

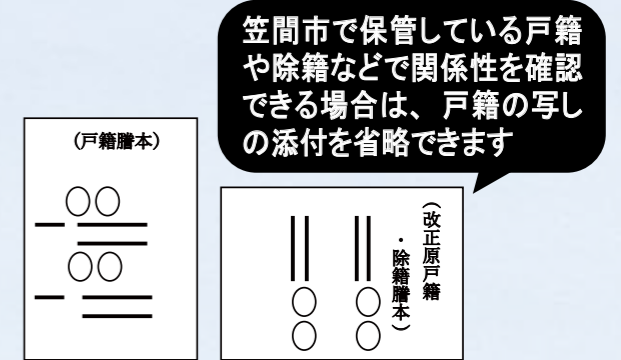
亡くなった方の証明書を発行する際に、申請者（窓口に来られる方）との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。

### 郵送申請までの流れ

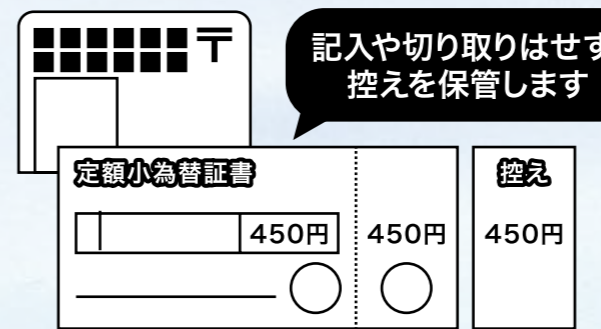
#### ① 交付請求書に記入する



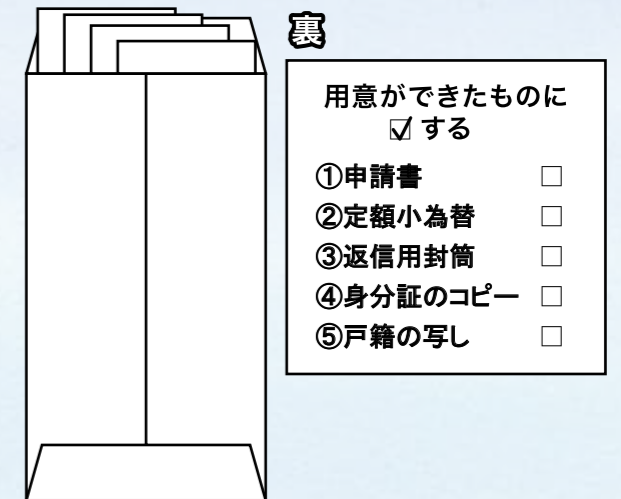
#### ⑤ 証明を必要とする方と請求者の関係が確認できる戸籍の写し



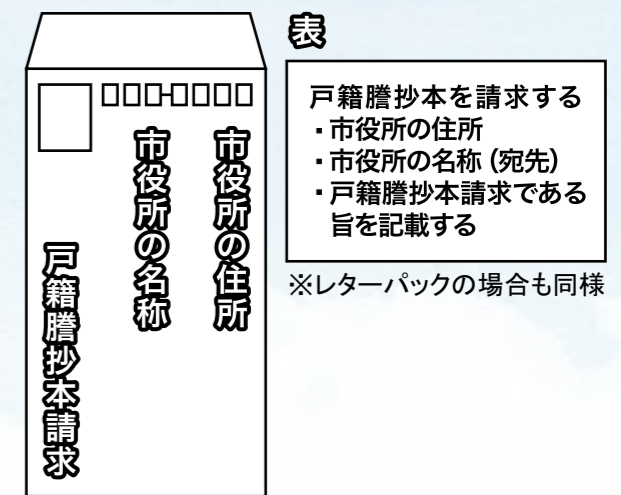
#### ② 定額小為替を郵便局で購入する



#### ⑥ 市役所行きの封筒に①～⑤を封入する



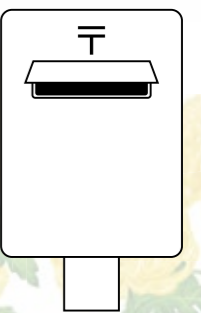
#### ③ 返信用封筒を用意する



#### ④ 顔写真付きの身分証をコピーする



全ての用意ができたなら  
ポストへ投函!



戸籍謄本等の交付請求書（郵送用）

請求日 令和 年 月 日

請求者	ふりがな 氏名				(生年月日)	年	月	日
	住所	〒 □□□□-□□□□			屋間の連絡先 TEL			

必要な戸籍等	本籍							
	筆頭者			証明を必要とする方の氏名	(生年月日)	年	月	日
	必要な戸籍と請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他( )						

請求理由	<input type="checkbox"/> パスポート取得 <input type="checkbox"/> 戸籍の届出( 届) <input type="checkbox"/> 資格・免許等申請 <input type="checkbox"/> 年金の手続き							
	相続の手続	亡くなった方( )		亡くなった日( 年 月 日)				
		亡くなったことがわかるもの		各( )		通必要		
		生まれてから亡くなるまでのもの		各( )		通必要		
その他	<small>※請求する目的や理由、提出先等をご記入ください。</small> 目的・理由: _____ 提出先: _____							

※上記の請求理由で相続の手続の必要通数を記入している場合には、下記の通数等は空欄で結構です。

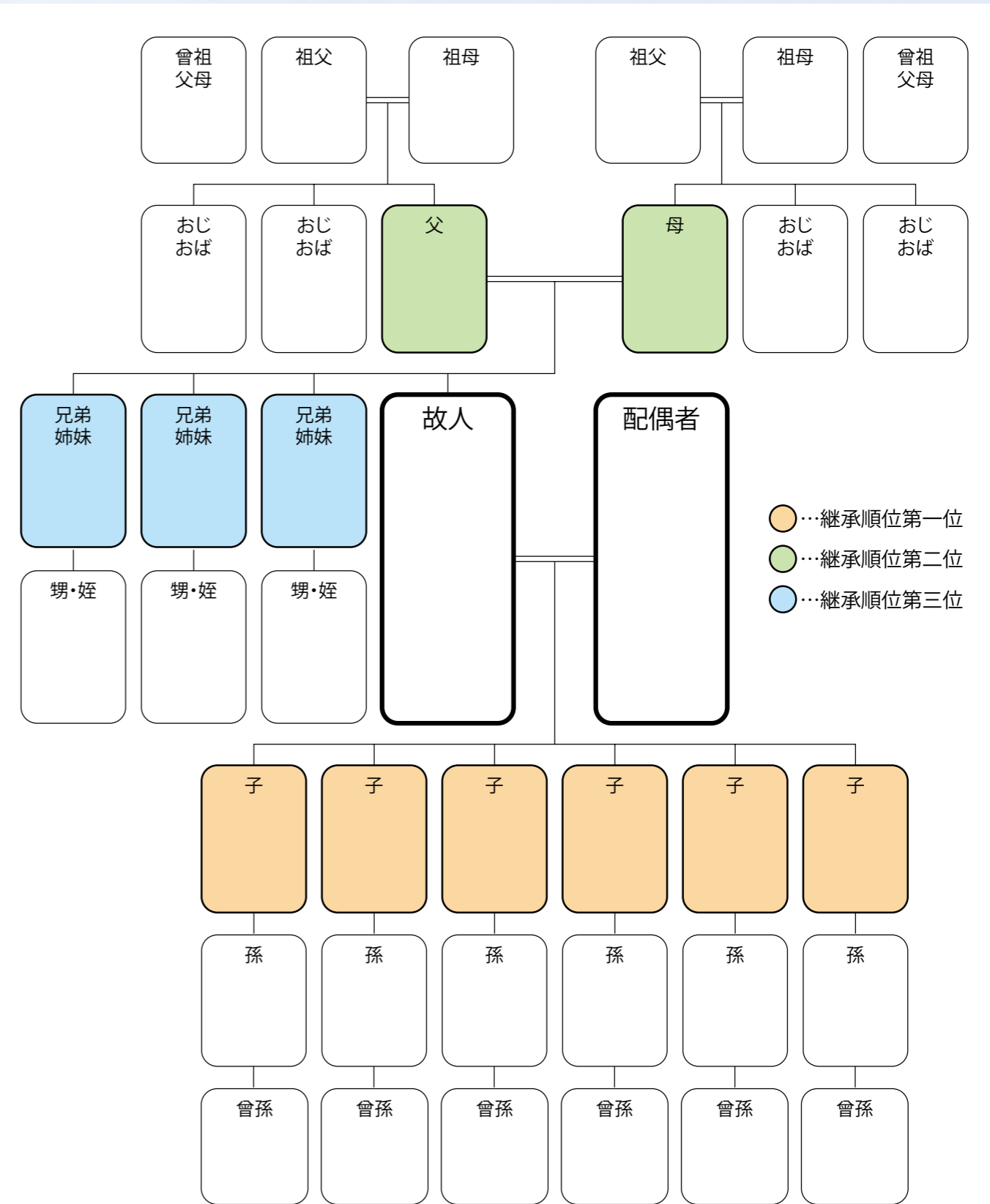
必要なもの と部数	戸籍	謄本(全員分)	通	450円	身分証明書	通	300円	
		抄本(ひとり分)	通	450円	独身証明書	通	300円	
	原戸籍 または除籍	謄本(全員分)	通	750円	その他( )			
		抄本(ひとり分)	通	750円				
	戸籍の附票	全部(全員分)	通	300円	※戸籍の附票に表示が必要な項目			
		一部(ひとり分)	通	300円	□本籍・筆頭者氏名 □在外選挙登録地 ※戸籍の附票での証明に必要となる期間や住所履歴があればご記入ください。			
住民票	謄本(全員分)	通	300円	※住民票に表示が必要な項目				
	抄本(ひとり分)	通	300円	□本籍 □続柄 □その他( )				

確認事項	最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、届出の種類・提出先・提出年月日をご記入ください。		
	● 届出の種類: _____ 届	● 提出先: _____ 役所	● 提出年月日: 令和 年 月 日

- 請求に必要なもの
- ① 戸籍謄本等の交付請求書(この用紙です。)
  - ② 手数料(必要金額を郵便局で扱っている定額小為替を同封願います。切手や現金は不可)
  - ③ 返信用封筒(宛先を記入のうえ切手を貼付ください。なお、住民登録地以外への返送先はできません。)
  - ④ 請求される方の本人確認書類のコピー  
(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の現住所を確認できるもの)
  - ⑤ 証明を必要とする方と請求者の関係が確認できる戸籍の写し(笠間市で保管している戸籍や除籍等で関係性を確認できる場合は、戸籍の写しの添付を省略できます。)

同封したもの	返信用切手	円分	定額小為替	円分
--------	-------	----	-------	----

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは P39 をご覧ください。